

電気事業連合会としての取り組み内容 に関する進捗状況について

2023年12月26日
電気事業連合会

■ 取り組みの骨子 – ①「法令等遵守に関するPDCAサイクルの構築」

項目	内容	進捗状況
<p>(1) コンプライアンス 推進本部の体制強化</p>	<p>①コンプライアンス推進本部を設置以降、これまでに専任担当者を3名増員配置。 ②コンプライアンス関連業務をコンプライアンス推進本部に集約のうえ機能強化。 = 具体的取組 (例) = a. 機能強化 ・ 会議資料の事前確認【新規】 ・ 会議のモニタリング【新規】 ・ 各種ルールの遵守状況の確認【新規】 ・ ルール遵守状況等の企業倫理等委員会への定期的な報告【新規】 b. 業務集約 ・ コンプライアンス相談窓口 ・ コンプライアンス関係の研修実施</p>	<p>実施済</p>
<p>(2) コンプライアンス業務 専任職員の採用強化</p>	<p>・コンプライアンス推進体制の構築、継続的な取り組みを行うためのコンプライアンス業務専任職員の採用。【新規】</p>	<p>2024年度に 実施予定</p>
<p>(3) 独占禁止法遵守に 関する規程類の整備</p>	<p>①行動指針に独占禁止法遵守を明記。【強化】 ②独占禁止法遵守規程を策定し、対外公表。【新規】 ③現行の独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを独占禁止法遵守規程のマニュアルとして位置づけ、新たな取組みを反映のうえ、施行。【強化】</p>	<p>本日実施済</p>
<p>(4) 研修の充実</p>	<p>① 全職員向け研修を定期的に行う。【継続】 ② 各部門のコンプライアンス担当者向け研修を定期的に行う。【新規】</p>	<p>継続実施中 実施済</p>
<p>(5) 出向者の誓約書提出</p>	<p>・新規出向時および出向解除時の独占禁止法遵守に関する誓約書提出をルール化。【新規】</p>	<p>実施済</p>
<p>(6) 独占禁止法に関する 各種窓口の継続的な 周知</p>	<p>・独占禁止法に関する電事連内の相談窓口や外部弁護士相談窓口および疑義が生じた場合の速やかな相談実施を継続的に周知する。【継続】</p>	<p>継続実施中</p>

■ 取り組みの骨子 – ②「接触制限や会議運営にあたってのルール整備」

項目	内容	進捗状況
<p>(1) 会員会社等との接触 制限ルールの整備</p>	<p>① 電事連会員等が参加する会合（会議・懇親会）について、電事連職員の主催および参加にあたっては、必要なものに限ることとし、主催および参加にあたっては、コンプライアンス推進本部や各部門のコンプライアンス担当者による事前承認、および事後報告等をルール化。【新規】</p> <p>② 電事連の接触制限や会議運営ルールの整備に加え、電事連主催会合に参加する電事連会員等には、各社における競合他社との接触制限ルールも厳格に適用するよう要請。【新規】</p>	<p>実施済</p>
<p>(2) 会議等の運営ルール の整備</p>	<p>・会議等の運営にあたっては、議題や参加者に応じて、以下の対策のうち、複数の対策を組み合わせて実施する。</p> <p>= 対策案 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議冒頭の独占禁止法遵守に関する注意喚起 【継続】 ・Web会議の活用 【継続】 ・コンプライアンス推進本部や外部弁護士による会議資料の事前確認 【新規】 ・コンプライアンス推進本部等による会議のモニタリング 【新規】 	<p>継続実施中 実施済</p>

■ 取り組みの骨子 – ③「会議体の見直し」

項目	内容	進捗状況
<p>(1) 電事連の目的・役割 の再確認および機能・ 業務範囲の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電事連は「電気事業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与すること」を目的としている。 この目的に改めて立ち返るとともに、電力小売全面自由化等、電気事業を取り巻く事業環境の変化を踏まえながら、電気事業に関する知識の普及・啓発を図り、意見を表明する等の事業者団体としての役割を引き続き果たしていく。 法令等遵守の観点から懸念が生じ得るような事項は、業務として取り扱わない現行の運用を継続し、今後も事業環境の変化を踏まえ、業務対象範囲を必要に応じ、適時・適切に見直していく。【継続】 	<p>継続実施中</p>
<p>(2) 会議体の抜本的な 見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで重要事項に係る議論の大半を担っていた総合政策委員会を廃止し、明確化した目的別の会議体に再編する。【新規】 = 具体的取組 (例) = ① 運営会議 (仮称) ： 会員各社社長をメンバーとし、事業者団体としての運営に係る重要事項に限定し、審議・決定する。 ② 目的別委員会 ： 持続的な電力システムの構築や、電力の安定供給・カーボンニュートラルの実現といった目的別に委員会を設置する。 各社社長に限らず、委員会の目的に応じた適切なメンバーで議論する。 	<p>2024年度に 実施予定</p>